

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年5月31日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	阿波市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 独自利用事務の対象者	保護者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月22日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	18
10. 保護評価書の名称	重度心身障害者医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E9%98%BF%E6%B3%A2%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=%EF%BC%91&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=12&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=12&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
12. 委任関係	▼

執行機関名 阿波市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成17年阿波市条例第114号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭にかかるもの)

②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成17年阿波市条例第114号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭にかかるもの)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第一条	阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成17年阿波市条例第114号)第1条及び第2条第1項第3号
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の(福祉の増進)を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成することにより、その(保健の向上)に寄与し、もって重度心身障害者等の(福祉の増進)を図ることを目的とする。 第2条 この条例において「重度心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。(中略)(3) 別表第3に定める要件を具備する(ひとり親家庭の父母等)
⑦独自利用事務の関連規範		阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成17年阿波市条例第114号) 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年阿波市規則第74号)